

## 主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、初診日を昭和〇年〇月頃とする広汎性発達障害、うつ病(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した(以下「本件裁定請求」という。)

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求のあった傷病(広汎性発達障害、うつ病)の初診日を確認することができないため。」という理由により、本件裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 問題点

1 いわゆる事後重症による請求として障害基礎年金の支給を受けるためには、①当該障害の原因となった傷病の初診日の前日において、(ア)当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であること、(イ)当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があ

り、かつ、当該初診日の属する月の前々月までの1年間がすべて保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること(以下、この①の要件を「保険料納付要件」という。)を満たした上で、②裁定請求日における、対象となる障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる程度(1級又は2級)に該当することを必要とするが、上記初診日において20歳未満であった者の場合に限り、保険料納付要件は必要とされない(国年法第30条第1項、第30条の4及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第20条)。

2 本件の場合、保険者は、請求人の当該傷病に係る初診日(以下「本件初診日」という。)を確認できないとして、原処分を行ったのに対し、請求人は、本件初診日は20歳前の昭和〇年〇月頃にあると主張し、これを前提とする障害基礎年金の支給を求めているので、本件の問題点は、まずは、本件初診日がいつかであり、保険料納付要件の存否である。そして、保険料納付要件を満たしている場合には、次に、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に定める程度に該当すると認められないかどうかである。

### 第4 当審査会の判断

#### 1 本件初診日について

(1) 初診日に関する証明資料は、国年法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接診療に関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料でなければならないと解するのが相当である。

また、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有する

ものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考える「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としているところ、障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日とするのが相当である。

- (2) 本件についてこれを見ると、本件で提出されている資料のうち、本件初診日にかかる客観的資料といえるものは、① a 病院 b 科・A 医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付診断書(以下「本件診断書」という。)、② c 病院・B 医師作成の受診状況等証明書(平成〇年〇月〇日付)、③ 〇〇市が請求人に交付した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳、④ 日本年金機構〇〇事務センター長の照会に対する d 病院(以下「d 病院」という。)の回答書であり、これらをおいて他に存しない。そして、①には、傷病名として当該傷病が掲げられ、傷病の発生日月日「昭和〇年〇月(本人の申立て(〇年〇月〇日))」、そのため初めて医師の診療を受けた日「平成〇年〇月〇日(本人の申立て(〇年〇月〇日))」、発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況、期間、その他参考となる事項(請求人の陳述を平成〇年〇月〇日に聴取したもの)として、「出生時特記なし。機能不全な家族のもとで成育する。小学生の頃から対人コミュニケーションが苦手で、集団生活に適応できず、不登校であった。中学に入り、〇〇の祖母に引き取られるが、不登校は続いた。それでも高校・

大学と進学するが、対人関係はほとんどなく、卒業後も職を転々とした。現在は就労継続支援A型事業所にて就労を行っているが、対人関係の構築は困難である。平成〇年〇月〇日 b 科へ初診した。当時は父親と同居していたが、借金をめぐって父親に刺され、同年〇月にはシェルター入所したこともある。父の他界後、兄を頼って〇〇市に転居し、平成〇年〇月〇日当院を初診した。以降通院加療中である。」とされ、診断書作成医療機関における初診時所見欄の初診年月日として、「平成〇年〇月〇日」と記載されている。②には、傷病名「うつ病、広汎性発達障害(特定不能)うたがいがい」、発病年月日「不詳」、傷病の原因又は誘因「不詳」、発病から初診までの経過「機能不全な家庭で成育する。小学生の頃から対人コミュニケーションが苦手で緊張し、気を失うことがあった。その後も集団行動は苦手で、いじめで他者への恐怖心も強い。長く抑うつ気分、意欲低下、不安感、不眠が存在し、平成〇年〇月〇日に当院を受診となった。」、初診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰「転医」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要「平成〇年〇月〇日の初診後、精神療法、薬物療法を行っている。同年〇月には借金をめぐって父親との関係が悪化し、同年〇月には父親に刺され、シェルター入所している。その後、病状は改善しつつあったが、対人コミュニケーションが困難で就労も困難であった。緊張場面で失神することもあった。平成〇年〇月から転居のため転医となった。」とされ、「上記の記載は、当時の診療録より記載したものです。」と記載されている。③には、「障害等級 2 級」、「有効期限 平成〇年〇月〇日」、「交付日 平成〇年〇月〇日」、手帳番号「第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号」、特記「平成〇年〇月〇日〇〇から事務移籍、旧手帳：第〇〇〇

〇〇〇〇〇〇号、交付日：平成〇年〇月〇日」と記載され、④には、「当院では受診記録なし」と記載されている。

以上によれば、上記の各資料からは、本件初診日について、直ちに請求人が主張する20歳前の昭和〇年〇月頃であると認め得るような客観的資料を見いだすことはできない。

しかしながら、本件診断書の発病から現在までの病歴及び治療の経過等によれば、請求人は、小学校の頃から既に、対人コミュニケーションが苦手で、集団生活に適応できず、不登校であり、中学に入り、祖母に引き取られるが、不登校は続き、高校・大学と進学するが、対人関係は殆どないとされており、小学校高学年・中学校ごろから当該傷病に起因する障害を有していることがうかがわれ、さらに、請求人の従弟のCが作成した平成〇年〇月付「初診日に関する第三者の申立書」によると、「母親が兄弟関係にあり家族ぐるみで付き合いがあった。良く母親に連れられて家に来ていたが、「学校で友達ができずに学校に行っていない。」「多人数の中に込れず、無理に入ると倒れてしまう」「倒れた時に救急車で病院に搬送されたが、ストレスによるものと言われ原因が分からない」などといった話を良く請求人さんの母親がしていた。定期的な検査を言われていたようだが、請求人さんの両親が共に、うつやアルコール依存となっており、救急搬送後の検査もままならない状況であった。その後、不登校の為、祖母のいる〇〇県に引っ越したが、不登校は治らず、中学校は卒業していないと聞いている。小学校6年より不登校になったとの事で、初診は小6時と記憶している。」とされ、その内容は、同じく請求人の従弟であるD作成の平成〇年〇月〇日付「初診日に関する第三者の申立書」の「本人と母親が良く遊びに来ていたが、本人は無理やり連れて来られていた。請求人さんの母親

からは、学校で同級生と馴染めずにいじめあって不登校になったと聞いている。学校に行かせる意識がなくなって倒れる為、無理に学校に行かせる事も出来ず、母親が連れ出しているとの事であった。病院で、検査を受けたが原因不明と言われた事で、母親がその後の定期的な検査に連れて行ってない。その後も不登校は何年間も続いている。卒倒がきっかけになった病院への相談は、請求人さんが小学校6年生の頃であった。」とする内容と一致している。

そして、再審査請求時に提出された請求人の同級生の母E作成の平成〇年〇月〇日付「初診日に関する第三者の申立書」によると、請求人は、中学校に入学期もない頃、道路で倒れて救急車でd病院へ運ばれたが、特に異常はなかったとされており、それは、請求人が16歳から19歳まで通学していた〇〇市立〇〇中学校の夜間クラス担当であったF作成の平成〇年〇月〇日付「初診日に関する第三者の申立書」における「いじめや家庭環境のストレスで、小学校5年生の時に学校で倒れるようになり、中学校1年生の時には通学途上で倒れて病院へ意識を失って救急搬送されたことがあるというお話を、入学時の面談の歳にお母さんから聞いた」という内容、及び、同校の夜間学級社会科担当であったG作成の平成〇年〇月付「初診日に関する第三者の申立書」における「小中学校時代に意識を失い救急病院に運ばれたことがあるという話も聞きました」との内容とも一致している。

そうすると、請求人が20歳前において、当該傷病のために医療機関を受診したことを直接的に示す資料は提出されていないものの、上記の各「初診日に関する第三者の申立書」からは、請求人は、小学校5、6年頃からストレスが溜まるかと転倒・失神していたもので、特に、昭和〇年〇月に中学に入

学し、その後間もない頃には、通学途中に道路で意識を失って倒れ、d病院に救急搬送された事実を認めることができ、その際には特に異常はなかったとされ、その後の臨床経過からも、てんかん発作や脳の器質的異常等はいかがわれないことから、それは、当該傷病と相当因果関係を有すると考えられるストレス等を原因とする解離性発作による症状の一種と認めるのが相当であり、したがってそのために救急搬送されたd病院の受診をもって、当該傷病にかかる初診と認めることができる。したがって、本件初診日は、請求人が20歳に達する前であり、前述した保険料納付要件の具備は必要とされない。

## 2 本件障害の状態について判断する。

- (1) 当該傷病による障害により障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に、障害等級1級として、「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度）以上と認められる程度のもの」（10号）が、障害等級2級として、「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（16号）が掲げられている。

そして、認定基準の「第2 障害認定に当たつての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、上記の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行つてはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものであ

るとされ、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行つてはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

また、認定基準の第3第1章第8節/精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様であるので、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされているところ、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものをいい、発達障害で、障害等級1級に相当すると認められるものの一部例示として、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如し

ており、かつ、著しく不適応な行動がみられるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」が、障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動がみられるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」が掲げられ、発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないうために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うとされている。また、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされ、就労支援施設や小規模作業所などに参加する者に限らず、雇用契約により一般就労をしている者であっても、援助や配慮のもとで労働に従事していることから、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされている。さらに、気分（感情）障害についてみると、気分（感情）障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであるため、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努め、また、現に仕事に従事している者については、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向

上したものと捉えず、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされており、気分（感情）障害で障害等級1級に相当すると認められるものの一部例示として、「高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんばんに繰り返したりするため、常時の援助が必要なもの」が、障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんばんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられている。なお、気分（感情）障害等とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合（加重）認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する、とされている。

(2) 本件障害の状態は、本件診断書によれば、病状又は状態像として、抑うつ状態（憂うつ気分、希死念慮）、発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害）が認められ、具体的には、「うつ状態が前景にある。就労支援事業所には何とか通えているものの、動作性能力の低下があるため、理解と行動が上手くいかず、ミスにつながる事が多い。」とされ、在宅で、同居者がおり、家族とは一定の関係を保っているが、他者とは限定的であり、W A I S - III の全検査 I Q は 8 1 で、就労支援施設に通っており、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は「日常生活は家族の援助により可能であるが、継続した就労は困難である」とされ、日常生活能力の判定では、身の清潔保持、通院と服薬（要）は自発的にあるいはおおむねできるが時には助言や指導を必要とする程度であるが、適切な食事は

自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、金銭管理と買い物、身の安全保持及び危機対応、社会性は助言や指導があればできる、他人との意思伝達及び対人関係は助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされ、日常生活能力の程度は、「(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」と判断されていることからすると、発達障害による2級の例示である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動がみられるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」並びに気分(感情)障害による2級の例示である「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」に相当し、国年令別表に定める2級の程度に該当するものと認められる。しかし、上記の日常生活能力の判定及びその程度等に照らして、それより重い1級に該当するものとは認められない。

- 3 以上によれば、本件初診日は請求人の20歳到達前であり、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当するのであるから、請求人には裁定請求日を受給権発生日とする障害等級2級の障害基礎年金が支給されるべきであり、これと異なる原処分は相当ではないので取り消すこととし、主文のとおり裁決する。